

職 員 及 び 規 程

1. 所 在 地

防災研究所 京都市左京区吉田本町
電吉田⑦4111 内線820
宇治川水理実験所 京都市伏見区横大路下三栖
東之口町97 電伏見563

2. 職 員 (昭和33.1.1現在) (同職中の氏名は就職順)

所長	理博	西	村	英	一貫正	一進郎	晋	三諒郎	郎雄	一平	治夫	二雄夫	一生	之夫	三児雄	茂雄	一彦男	夫子	一三郎	雄	
教授	工博	横	尾	義	正	三	諒	郎	雄	一	平	治	夫	二	雄	夫	一	生	之	夫	
"	"	工博	矢	野	勝	英	一	進	郎	晋	三	諒	郎	郎	雄	一	平	治	夫	二	
(併任)	"	理博	西	村	下	藤	次	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	理博	松	原	原	近	藤	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	工博	石	石	近	々	橋	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	理博	友	友	々	橋	山	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	工博	佐	佐	棚	村	横	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	工博	棚	村	横	速	速	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	工博	水	水	水	崎	崎	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
助教授	工博	工博	石	石	崎	垣	立	激	雄	昭	浩	宗	泉	鐸	時	理	真	明	淳	圭	
"	"	工博	岩	岩	岩	垣	立	井	立	井	川	沢	堀	戸	田	口	口	同	村	川	
"	"	工博	足	足	足	立	立	井	立	井	吉	小	小	一	高	山	隨	大	川	吉	
"	"	工博	赤	赤	赤	立	立	川	立	川	吉	山	石	岡	北	川	牧	安	田	原	
(併任)	"	理博	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	理博	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	助 手	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
(非常勤)	講師	理博	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	事務官	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	教務員	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	事務員	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	技能員	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	技術員	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

3. 協 議 員

用務員

教 授

久角 中勝	下田 村木	下 藤	松 石 友	下 原 近	藤	石 友	原 近	重 憲	近	藤	石 友	原 近	重 憲	溯 義	桑 山 尾	溯 義	一 勝	英	一 勝	英
-------	-------	-----	-------	-------	---	-----	-----	-----	---	---	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	---	-----	---

4. 規 程

京都大学防災研究所協議員会規程

(昭和26年11月8日制定)
(昭和29年5月22日改正)

第一条 防災研究所の重要な事項を審議するため、防災研究所協議員会を置く。

第二条 協議員会は、専任教授及び兼任教授で組織する。

2 所長が特に必要と認めたときは、協議員会の議を経て学部教授に協議員を委嘱することができる。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開会できない。

第五条 議事の方法は、協議員会で定める。

第六条 協議員会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

京都大学防災研究所委託研究規程

(昭和31年1月10日制定)

第一条 本所の研究に関係のある学理的問題の解明を委託しようとする者があるときは、その研究の委託に応ずることがある。

第二条 研究を委託しようとする者は、所長を経て、総長に願い出なければならない。

第三条 委託研究の願出を受諾するときは、所長は、その研究担当者、研究期間、研究費及び研究方法を定めて委託者に通知するものとする。

第四条 受託者は、受託研究に要する物件費、人件費
その他の経費を指定の期間内に前納しなければなら
ない。但し、特別の事情があると認めたときは、分
納を許可することがある。

2 指定の期間内に研究費を納付しないときは、研究
受託は、取り消すものとする。

第五条 一旦納付した研究費は、返還しない。

2 天災その他不可抗力の理由により研究を完遂し得

ないときは、研究費の一部又は全部を返還すること
がある。

第六条 委託事項の研究が終了したときは、所長は、
研究成果を委託者に通知すると共に研究担当者の名
を以て公表することができる。

第七条 この規程施行に関する細則は、総長の認可を
得て所長が定める。